

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 14 日（金）第2990号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則（※）		（学事法制課取扱い） 2
告 白	示	
○保安林の指定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 4
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示		（森づくり推進課取扱い） 5
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止		（社会福祉課取扱い） 5
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）		（社会福祉課取扱い） 5
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 6
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 6
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定		（介護福祉課取扱い） 6
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧		（水産振興課取扱い） 7
○土地改良区の新設合併		（農地整備課取扱い） 7
○県営土地改良事業の計画の変更		（農地整備課取扱い） 7
○都市計画土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 7
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（2件）		（都市計画課取扱い） 8
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 8
○都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 8
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 9
○都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 9
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 9
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧		（都市計画課取扱い） 9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		（始良・伊佐地域振興局取扱い） 10
公 告	告 示	
○大規模小売店舗の新設に関する公告		（商工政策課取扱い） 10
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（3件）		（商工政策課取扱い） 11
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）		（商工政策課取扱い） 13
○建設業法に基づく監督処分公告		（監理課取扱い） 13
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○直接請求の連署に必要な有権者の数（※）		（選挙管理委員会取扱い） 14
公 安 委 員 会 規 則		
○交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（※）		（地域課取扱い） 15
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）		（交通規制課取扱い） 16
公 安 委 員 会 告 示		
○風俗営業制限地域の指定の一部改正（※）		（生活環境課取扱い） 17

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 9 号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則（平成 6 年鹿児島県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し及び同条第 1 項中「教職」の次に「及び司書教諭資格」を加え、同条第 2 項中「，その」を「並びにその」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 司書教諭資格に関する授業科目並びにその単位数及び履修方法は、別表第 3 のとおりとする。

第34条第 1 項の表以外の部分中「及び免許状」を「，免許状及び資格」に、「又は免許状」を「，免許状又は資格」に改め、同項の表中「及び免許状」を「，免許状及び資格」に改め、同表に次のように加える。

司 書 教 諭 資 格	文 学 科	日本語日本文学専攻
		英語英文学専攻
	生 活 科 学 科	生活科学専攻

第34条に次の 1 項を加える。

5 司書教諭資格を得ようとする学生は、第26条及び第 3 項に定めるもののほか、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に規定する単位を修得しなければならない。

別表第 1 中「第21条関係」を「第21条，第26条関係」に改め、同表の 1 (1) の表中

「	日本文学講読Ⅲ	◇ 1	を
	日本文学講読Ⅳ	◇ 1	」
「	日本文学講読Ⅲ	◇ 1	」に、
「	日本文学講読Ⅴ	◇ 1	を
	日本文学講読Ⅵ	◇ 1	
	日本文学講読Ⅶ	◇ 1	
	日本文学講読Ⅷ	◇ 1	
	日本文学講読Ⅸ	◇ 1	
「	日本文学講読Ⅳ	◇ 1	に、
	日本文学講読Ⅴ	◇ 1	
	日本文学講読Ⅵ	◇ 1	
	日本文学講読Ⅶ	◇ 1	
「	南九州の文学Ⅰ	2	を
	南九州の文学Ⅱ	2	
「	南九州の文学	2	」に、
「	米文学史	2	を
「	米文学史	2	に改め、別表第 1 の 2
	読書と豊かな人間性	2	
	情報メディアの活用	2	

(1)の表中「 | 栄養指導論 | 4 | 」を
 「 | 栄養指導論Ⅰ | 2 |
 | 栄養指導論Ⅱ | 2 | 」に改める。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第22条関係）

司書教諭資格に関する科目

授 業 科 目	単 位 数		履 修 方 法
	必 修	選 択	
学校経営と学校図書館	2		教育職員の免許状を得ようとする学生で、文学科日本語日本文学専攻、文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。
学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		

附 則

- この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目の単位を修得することによって得られる免許証、免許状及び資格の種類並びに当該免許証、免許状又は資格を取得することができる学科及び専攻課程については、改正後の鹿児島県立短期大学学則第34条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
鹿児島市四元町677番，846番 1，846番 4，846番 5
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第238号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
始良市加治木町木田字山守4282番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市笠利町大字喜瀬字小崎3078番1，笠利町大字手花部字ウイジャン又2939番，字肥田竹原2957番3
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町中原字多宝寺平3246番1，字鳥越3958番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第241号

平成26年 2 月 12 日鹿児島県告示第113号（以下「告示第113号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を霧島市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
野間四郎	霧島市牧園町持松字高尾1299番 7	告示第113号の変更後の
中小路政	霧島市牧園町持松字高尾1299番 8	指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
そのだ歯科医院	指宿市湊一丁目12-63	平成25年 9 月 30 日
みずぐち歯科	曾於市末吉町二之方2126番地	平成25年10月31日
有限会社国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	平成25年11月30日
岩切皮膚科医院	薩摩川内市大小路町 4 - 19	平成25年11月25日

鹿児島県告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人皓健会そのだ歯科医院	指宿市湊一丁目12-63	平成25年10月 1 日
みずぐち歯科クリニック	曾於市末吉町二之方6388番地	平成25年11月 1 日
国分ひろせ調剤薬局	霧島市国分広瀬二丁目28番39号	平成25年12月 1 日
国分脳神経外科分院	霧島市隼人町見次554- 1	平成25年10月 1 日

鹿児島県告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により，同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により，同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
名越晃	佐多まごころ整骨院 肝属郡南大隅町佐多馬籠867-3	平成25年10月 1 日
名越晃	佐多まごころ整骨院郡分院 肝属郡南大隅町佐多郡1522	平成25年10月 1 日

鹿児島県告示第245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社大福	大島郡和泊町玉城1753-1	有限会社大福	大島郡和泊町和泊587番地2	大福 利雄	平成26年 3 月 1 日	福祉用具貸与
有限会社大福	大島郡和泊町玉城1753-1	有限会社大福	大島郡和泊町和泊587番地2	大福 利雄	平成26年 3 月 1 日	特定福祉用具販売

鹿児島県告示第246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により，次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
蓮の実園居宅介護支援事業所	阿久根市波留字火ノ山1118番地11	社会福祉法人顕浄会	阿久根市鶴川内字山崎1443番地	野元 一喜	平成26年 2 月 1 日	居宅介護支援

鹿児島県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社大福	大島郡和泊町玉城1753-1	有限会社大福	大島郡和泊町和泊587番地2	大福 利雄	平成26年 3 月 1 日	介護予防福祉用具

						貸与
有限会社大福	大島郡和泊町玉城1753-1	有限会社大福	大島郡和泊町和泊587番地2	大福 利雄	平成26年 3月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

鹿児島県告示第248号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成26年3月14日から同月28日まで奄美漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡大和村大字大棚205番地 前田幸二
大島郡大和村大字大棚434番地 松崎勝彦
大島郡大和村大字大和浜87番地13 泉巖
- 2 加入区
大和加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
奄美漁業協同組合

鹿児島県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成26年3月3日付けで白百合土地改良区と知名町土地改良区との合併を認可した。これにより、同日に、沖永良部土地改良区が設立され、白百合土地改良区及び知名町土地改良区は解散した。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理、農道整備及び客土）天城南部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年3月17日から同年4月14日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画土地地区画整理事業
 - (2) 名称 吉野第二地区土地地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 谷山駅周辺地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 谷山第三地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画準防火地域
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・88号帯迫花棚線
7・5・25号新堀松十文字線
7・5・26号新堀木治屋線
7・5・27号帯迫中通線

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画公園
 - (2) 名称 3・3・19号御召覧公園

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画下水道
 - (2) 名称 鹿児島市公共下水道

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 南伊敷地区地区計画

- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

始良・伊佐地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年 3 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ナナール未来	霧島市隼人町見次560番地3	株式会社M&A JAPAN	霧島市隼人町見次560番地3	太田 直希	平成26年 3月1日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年3月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年3月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ鹿児島天文館
鹿児島市山之口町12番9号
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドンキホーテホールディングス 代表取締役 安田隆夫
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年10月25日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,975平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南西側隔地 29台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南側隔地 79台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
駐車場敷地西側 21平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 駐車場敷地西側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後6時まで
- 7 届出年月日
平成26年 2 月 24日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年3月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年3月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド伊集院
日置市伊集院町徳重238番 1 外12筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外 4 者
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地 外 2 社
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア 変更前 午前9時
 - イ 変更後 午前7時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 第1駐車場 午前8時30分から午後11時まで
第2駐車場及び第3駐車場 午前8時30分から午後10時まで
 - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
 - (1) 2の(1) 平成25年 4 月 1 日
 - (2) 2の(2)及び(3) 平成26年 2 月 21 日
- 4 届出年月日
平成26年 2 月 20日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に

より次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年 3 月 14 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年 3 月 14 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー串木野店
いちき串木野市旭町60番 外 3 筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前 9 時
閉店時刻 午後 10 時
 - イ 変更後 開店時刻 午前 7 時
閉店時刻 午後 11 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前 8 時 45 分から午後 10 時 15 分まで
 - イ 変更後 午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 午前 6 時から午後 8 時まで
 - イ 変更後 午前 6 時から午後 10 時まで
- 3 変更年月日
平成26年 2 月 21 日
- 4 届出年月日
平成26年 2 月 20 日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年 3 月 14 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年 3 月 14 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー東市来店
日置市東市来町湯田字山王2815番 外 5 筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
有限会社内田薬品 代表取締役 内田達己
日置市東市来町伊作田2106番地
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- ア 変更前 午前 9 時
- イ 変更後 午前 7 時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 - イ 変更後 午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

- 3 変更年月日
 - (1) 2 の(1) 平成25年 4 月 1 日
 - (2) 2 の(2)及び(3) 平成26年 2 月 21 日
- 4 届出年月日
 - 平成26年 2 月 20 日

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により曾於市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 14 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - スーパーセンターニシムタ岩川店
 - 曾於市大隅町岩川宮ノ前下7411番地 1 外14筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
 - 平成25年10月 4 日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
 - 平成25年10月 4 日
- 3 意見の概要
 - 特になし

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年 3 月 14 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ケースデンキ指宿店
 - 指宿市東方字野付ノ後8268番 1 外26筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
 - 平成25年10月 18 日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出
 - 平成25年10月 18 日
- 3 意見の概要
 - 近隣住民への騒音の影響を十分注意し、生活環境を損なわないようにすること。

.....

建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり処分をした。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成26年 3月7日	有限会社 和建機	曾於市末吉 町諏訪方 3045番地2	稲森 和浩	鹿児島県知 事許可（般 - 24）第 12362号	建設業の許可のうち土木工事業に係る許可の取消し	役員について、暴行の罪による罰金刑が平成26年1月30日に確定しており、このことが建設業法第29条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成25年12月13日鹿児島県選挙管理委員会告示第46号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,643
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	272,769
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 148,477
	鹿屋市・垂水市区 32,754
	枕崎市区 6,468
	阿久根市・出水郡区 9,415
	出水市区 14,896
	指宿市区 12,168
	西之表市・熊毛郡区 12,278
	薩摩川内市区 26,611
	日置市区 13,795
	曾於市区 11,122
	霧島市・始良郡区 36,781
	いちき串木野市区 8,329
	南さつま市区 10,390
	志布志市・曾於郡区 13,106
奄美市区 13,888	

	南九州市区	10,730
	伊佐市区	8,088
	始良市区	20,427
	薩摩郡区	6,560
	肝属郡区	11,604
	大島郡区	17,695
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		272,769
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第2号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部谷山中央交番の項中「谷山塩屋町，」を削り，「和田町，和田一丁目，和田二丁目」を「和田一丁目～三丁目」に改める。

別表指宿警察署の部指宿南交番の項中「山川小川」の次に「，開聞川尻，開聞仙田（分割），開聞上野」を加え，同部川尻駐在所の項を削る。

別表南九州警察署の部を次のように改める。

南九州警察署	知覧交番	南九州市知覧町西元	南九州市知覧町郡（分割），知覧町厚地，知覧町永里（分割），知覧町西元，知覧町東別府（分割），知覧町瀬世，知覧町塩屋，知覧町南別府 鹿児島市平川町（分割），喜入瀬々串町（分割）
	川辺交番	南九州市川辺町平山	南九州市川辺町小野，川辺町今田，川辺町両添，川辺町野間，川辺町野崎，川辺町清水，川辺町平山，川辺町田部田，川辺町永田，川辺

			町高田，川辺町宮，川辺町本別府，川辺町神殿，川辺町古殿，川辺町上山田，川辺町中山田，川辺町下山田 鹿児島市平川町（分割）
	穎娃交番	南九州市穎娃町御領	南九州市穎娃町郡，穎娃町牧之内，穎娃町御領，穎娃町別府，穎娃町上別府（分割） 鹿児島市喜入生見町（分割），喜入前之浜町（分割）

別表南さつま警察署の部を次のように改める。

南さつま警察署	加世田交番	南さつま市加世田本町	南さつま市加世田地頭所，加世田地頭所町，加世田村原，加世田本町，加世田東本町，加世田白亀，加世田川畑，加世田益山，加世田宮原，加世田高橋，加世田麓町，加世田武田，加世田村原一丁目～五丁目，加世田ハーモニー，加世田唐仁原，加世田小湊，加世田内山田，金峰町宮崎（分割），金峰町新山，金峰町花瀬
	津貫駐在所	南さつま市加世田津貫	南さつま市加世田津貫
	大浦駐在所	南さつま市大浦町	南さつま市大浦町
	笠沙駐在所	南さつま市笠沙町片浦	南さつま市笠沙町片浦，笠沙町赤生木
	坊駐在所	南さつま市坊津町坊	南さつま市坊津町泊，坊津町坊
	久志駐在所	南さつま市坊津町久志	南さつま市坊津町久志，坊津町秋目
	田布施駐在所	南さつま市金峰町尾下	南さつま市金峰町尾下，金峰町高橋，金峰町大野（分割），金峰町池辺，金峰町宮崎（分割） 日置市吹上町和田（分割）
	大坂駐在所	南さつま市金峰町大坂	南さつま市金峰町大坂，金峰町浦之名，金峰町白川，金峰町大野（分割），金峰町中津野

附 則

この規則は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 九州自動車道の項を次のように改める。

九州縦貫自動車	始良郡湧水町中津川（宮崎県境）から鹿児島市田上 8 丁
---------	-----------------------------

道 | 目鹿児島 I C まで

別表第 4 中

一般国道220号	志布志市志布志町帖字向川原6617から同市志布志町志布志二丁目2881-2まで
一般国道220号	志布志市志布志町志布志二丁目2881-2から鹿屋市札元二丁目3793-5まで
一般国道220号	志布志市志布志町大字夏井字境谷3の1番から同市志布志町大字帖字向川原6617まで
一般国道220号	鹿屋市札元2丁目3793番地5から垂水市本町2番1まで
一般国道220号	垂水市大字海潟新道2065番地1から同市牛根境4番1まで
一般国道220号	霧島市福山町字中磯7433番から同市国分敷根字松崎143番まで

を

一般国道220号	志布志市志布志町大字夏井字境谷（宮崎県境）から霧島市国分敷根字松崎143番1まで
----------	--

に改め

る。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 九州自動車道の項の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第25号

平成11年 3 月 16 日鹿児島県公安委員会告示第10号（風俗営業制限地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

表鹿児島南警察署の項中「，和田町」を削り，「和田二丁目」の次に「，和田三丁目」を加える。